

# 一般質問発言通告書

発言順位 10 番

下記事項について質問をしたいので、会議規則第51条第1項の規定により通告します。

令和3年2月16日

三島市議会議長 大房 正治 様

三島市議会議員 3番 野村 諒子



質問事項 1	新型コロナウイルス感染拡大の影響による地方債の慎重な活用について
具体的内容	
<p>新型コロナウイルスの感染拡大による影響で、例年通りの収益が見込めない事業者に対し、無担保かつ延滞金なしで、1年間の地方税の徴収猶予を適用する特例が創設されました。</p> <p>国は、そのことによる地方財政への影響を緩和する為に、徴収猶予による資金繰りの支援策として、猶予特例債を創設し、減収補填債の公的資金の確保、公営企業による特別減収企業債の発行等がなされました。</p> <p>三島市では、国によるこれらの措置を受け、令和2年度2月補正予算案において、減収補填債、特別減収対策債を起し、資金調達に支障が起きない為の取組みを行っています。</p> <p>今回の支援策は、地方税の徴収猶予は1年間という一時的な減収に対応する為の措置という考えのもとに、新たな交付金ではなく、市債による対応によってなされたという点において、慎重な活用を求めるとともに、起債運営に対する考え方等について伺います。</p>	
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新型コロナウイルス感染拡大による三島市の地方税収入への影響について</li> <li>2. 令和2年度の減収補填債、特別減収対策債等を活用した経緯と金額の妥当性について</li> <li>3. 令和3年度の減収の見通しと、対応について</li> <li>4. 減収補填債等の元利償還計画と市債全体への影響について</li> <li>5. 三島市の財政計画における新型コロナウイルス感染拡大による影響と見通しについて</li> <li>6. 地方債を利用する場合の考え方と慎重な活用について</li> </ol>	
質問事項 2	空き家を「地域サロン（居場所）」として活用した場合の特例措置について
具体的内容	
<p>近年、三島市内において主に高齢者を対象にした「地域サロン（居場所）」の開催が盛んに行われるようになりました。</p> <p>昭和40年代後半から開発が進んだ郊外型の住宅地の多い三島市では、住宅地の高齢化が進み孤独死が懸念される状況も増えています。</p> <p>そのような中、地域の中で支え合う仕組みづくりの一環として認知症予防や高齢者の外出支援も兼ねて、地域の中で「地域サロン」や「居場所」を開設する動きが活発になってきました。</p> <p>その多くは、自治会集会所や公民館などが会場として使われている場合が多いのですが、中には空き家であったものを、「地域サロン」として活用している事例も見られます。</p> <p>そこで、このような個人所有の建物を、「地域サロン」として、活用する場合、そこで行われる事業については、非営利活動であり、何年かの実績があるなど、一定の条件をクリアした上で固定資産税の減免措置など、何らかの特例措置が出来ないものか、伺います。</p>	
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地域サロン、居場所事業の意義について</li> <li>2. 三島市内の空き家の状況と、活用について</li> <li>3. 「地域サロン」として、活用する場合の公共性の認証について</li> <li>4. 固定資産税の減免措置等の特例を設ける場合の条件について</li> <li>5. 遺産相続後も、「地域サロン」としての継続性を持たせるために、固定資産税の減免措置等の特別な配慮を受けることができないか伺う</li> </ol>	